

## 第2期足立区子ども・子育て支援事業計画（案）概要版

### 1 「第2期足立区子ども・子育て支援事業計画」の策定について

○足立区では、『子ども・子育て支援法』に基づき、平成27年3月に『足立区子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。計画の推進にあたり、「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」を基本理念とし、「切れ目なく支える」ことを重点目標として、子どもが安全で安心して健やかに成長できるよう、様々な事業を展開してきました。

○この度、更なる施策の進展を目指し、『第2期足立区子ども・子育て支援事業計画（案）』を策定しました。子どもが安全で安心して健やかに成長できるよう、各計画とも連携しながら、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

### 2 「第2期足立区子ども・子育て支援事業計画」の位置付けについて

○本計画は、「足立区基本計画」の子ども・子育てに関連する部門の分野別計画に位置付け、「足立区教育大綱」で掲げられた基本理念「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」を共有します。

○本計画の対象は、就学前児童（0～6歳）とその保護者を基本としますが、子ども会を中心とした地域活動におけるジュニアリーダーの育成など、青少年の成長支援に関することや、保護者の就労や病気などにより放課後に子どもを保育できない家庭の小学生（1年生から6年生を対象）を保育する学童保育室に関することは、関連事業として、本計画に規定しています。

### 3 計画期間と進捗状況の管理について

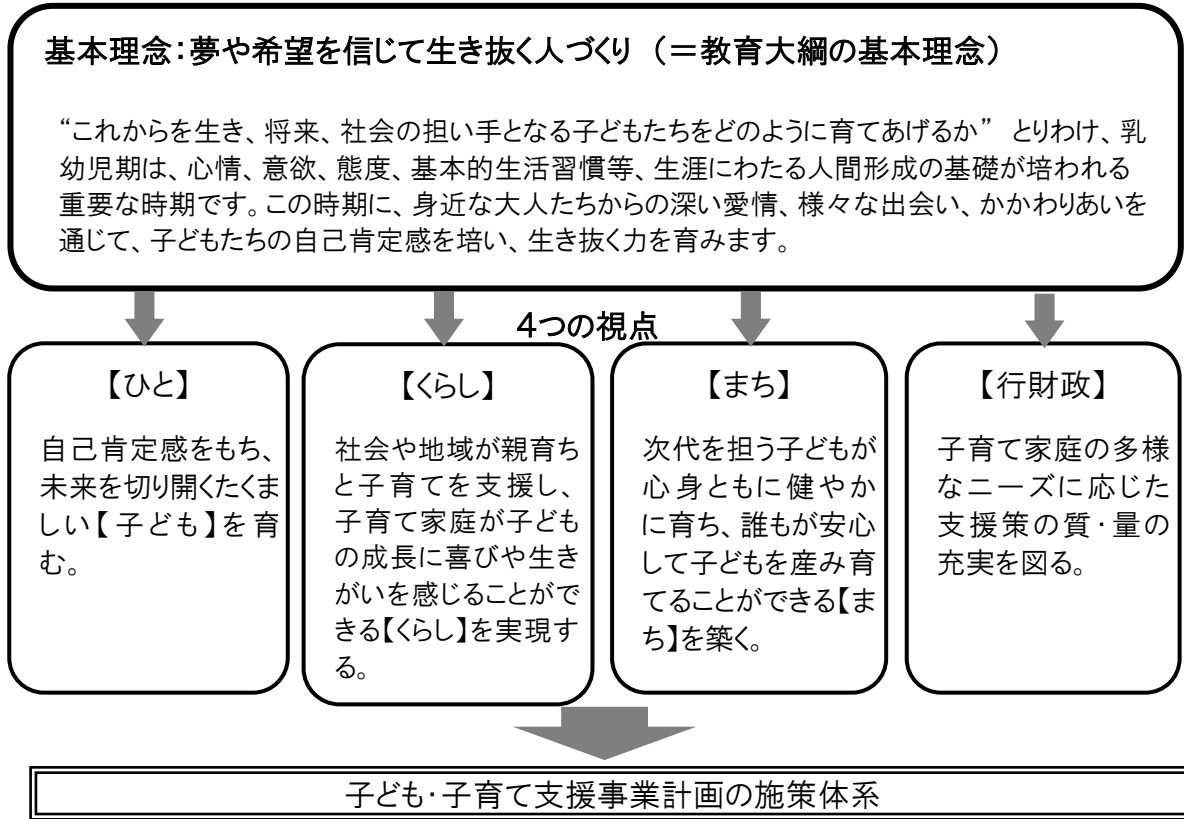
○国は、「子ども・子育て支援事業計画」を5年ごとに策定するものとしていることから、令和2年度から令和6年度までを第2期計画期間と定めます。

| 令和2年度               | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|
| 第2期足立区子ども・子育て支援事業計画 |       |       |       |       |
| 年度別評価               | 年度別評価 | 年度別評価 | 年度別評価 | 年度別評価 |

※年度別の評価を経て、計画内容と実態に乖離が生じた場合には、適宜計画の見直しを行います。

○本計画で定めた子ども・子育て支援施策を実効性のあるものとするため、定期的に「地域保健福祉推進協議会(以下、「推進協」)」を開催し、PDCAサイクルのもと対象事業の実施状況等について客観的かつ専門的な立場から意見交換、調査・審議を行います。各年度に実施する計画の実施状況の点検・評価については、「推進協」での調査・審議を経た後、区ホームページ等で公表します。

## 4 施策の体系について



|          |                            |                       |                                     |                                  |                                   |                    |                                  |                                 |
|----------|----------------------------|-----------------------|-------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|--------------------|----------------------------------|---------------------------------|
| 柱立て      | 自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人        |                       |                                     |                                  |                                   |                    |                                  |                                 |
| 施策群      | Ⅰ 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む    |                       |                                     |                                  | Ⅱ 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える            |                    |                                  |                                 |
| 施策       | 1-1<br>子どもの心身の健全な発達<br>の支援 | 1-2<br>就学前からの学びの基礎づくり | 1-3<br>特別な支援を要する子どもの<br>状況に応じた支援の充実 | 1-4<br>子どもが社会と関わる力<br>を育むための成長支援 | 2-1<br>妊娠、出産、子育てへの切れ目<br>のない支援の充実 | 2-2<br>子育てと仕事の両立支援 | 2-3<br>困難を抱える子育て家庭への<br>支援と虐待の防止 | 2-4<br>安全・安心に子育てのできる<br>生活環境の整備 |
|          | 子支援                        |                       |                                     |                                  | 親支援                               |                    |                                  |                                 |
| 各施策参照ページ | P41                        | P45                   | P48                                 | P51                              | P53                               | P56                | P60                              | P63                             |

## 5 施策展開のための視点について

○「第2期足立区子ども・子育て支援事業計画」では、第1期計画の振り返りとして実施した施策群評価（P25 から 27 参照）の結果、基本理念の実現のために、新たに以下の2点を施策展開の横断的な視点として加えました。

### 視点1 子育て支援の質の向上

#### 評価結果

- 体験や交流活動、生活習慣の確立など、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえて、子育て支援の「質の向上」を目指していくことが重要。

#### 視 点

- 区民が安心して子育てに関するサービスを利用できる環境を整備するため、関連事業を磨き、適切なサービス供給量を確保するとともに、「質の向上」を図る。

### 視点2 ライフステージ間のつながりの強化

#### 評価結果

- 支援が途切れないように、就学前・後施設や就学前施設同士の連携の強化に加えて、乳児期から幼児期、幼児期から就学前接続期など、次のライフステージへ「つなぐ」取り組みが必要。

#### 視 点

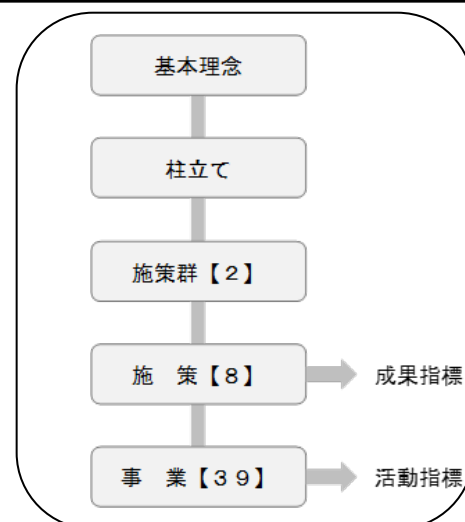
- ライフステージに沿った関係機関の連携を強化し、子どものライフステージ間のつながりがスムーズに行われるよう、仕組みづくりを進める。

## 6 計画の評価・指標について

○「第2期足立区子ども・子育て支援事業計画」においては、各施策群に連なる8つの施策に成果指標を、施策に連なる事業に活動指標をそれぞれ設定することで、施策や事業の進捗を可視化し、スピード感をもって計画の実現にあたっていきます。

※活動指標…各事業における事業の箇所数、件数、人数等の活動内容を数値で定量的に説明できるもの

※成果指標…事業の実施の成果として数値で定量的に示されるもの



## 7 「量の見込み」と「確保方策」について

○子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、区市町村は国が示す「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めるものとされました。

○国が平成31年4月23日に示した「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」を受けて、次の事業について、令和2年度から6年度の量の見込み(どのくらい需要があるのか)を算出し、確保方策(いつどの程度供給するのか)を定めました。

### 《教育・保育》

| 施設・事業名   | 該当ページ |
|--|-------|
| (1) 教育（幼稚園、認定こども園）                                     | P91   |
| (2) 保育（保育所、認定こども園、特定地域型保育(家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)） | P92   |

### 《地域子ども・子育て支援事業》

| 施設・事業名   | 該当ページ |
|--|-------|
| (1) 放課後児童健全育成事業（学童保育室）                               | P104  |
| (2) 子育てサロン事業   | P114  |
| (3) 平日の定期的な延長保育事業（18時30分以降）                          | P121  |
| (4-1) 【幼稚園在園児】一時預かり等の利用                              | P128  |
| (4-2) 【幼稚園在園児を除く】不定期の一時預かり等の利用                       | P129  |
| (5) こどもショートステイ事業（在宅型・施設型）                            | P130  |
| (6) ファミリー・サポート・センター事業／子ども預かり・送迎支援事業（小学生）             | P131  |
| (7) 病気の際の対応  | P132  |
| (8) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 | P133  |
| (9) 乳児家庭全戸訪問事業                                       | P135  |
| (10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業                               | P136  |
| (11) 利用者支援に関する事業                                     | P136  |
| (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業                                | P137  |
| (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業                      | P137  |